

不確定原稿

○出席委員（6名）

道場 ひでのり君 東山 あきお君 落合 勝利君
木崎 剛君 本間 まさよ君 西園寺 みきこ君

○欠席委員

なし

○出席説明員

小美濃市長 恩田副市長 大塚環境部長
朝生環境部参事 松崎環境部参事兼緑のまち推進課長事務取扱 荻野都市整備部長
福田まちづくり調整担当部長 関口水道部長
田原水道部参事(都営水道一元化推進担当)兼水道部総務課長事務取扱

○出席事務局職員

清野事務局長 村瀬事務局次長

○事 件

- (1) 議案第16号 武蔵野市下水道条例の一部を改正する条例
- (2) 議案第17号 武蔵野市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 議案第18号 武蔵野市給水条例の一部を改正する条例
- (4) 議案第19号 武蔵野市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
- (5) 議案第33号 令和5年度武蔵野市一般会計補正予算（第10回）
第1表 歳入歳出予算補正中
歳出
第8款 土木費（人件費を除く。）

不確定原稿

○午前10時00分 開 会

【道場委員長】 ただいまより建設委員会を開会いたします。

初めに、傍聴についてお諮りいたします。定員の範囲内で傍聴の申込みがあった場合、本日の傍聴を許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【道場委員長】 異議ないものと認め、さよう決定いたしました。

日程第1、議案第16号 武蔵野市下水道条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

【西園寺委員】 おはようございます。それでは、今回の条例改正は、六価クロムの規制を強化するという法律改正に伴うものということで御説明を受けました。最初の質問は、では、六価クロムがどこからどういうふうに強化されるのかということを知ろうと思ってネットを調べたわけですが、今回の条例の議案書を見ますと、158ページの別表の第4、六価クロムが1リットル0.5ミリグラム以下ということで、これが改正前ですよね。改正後は0.2になるというふうに調べたのですが、その数字がここにはないのですが、この別表、158、159、160、161、この見方といいますか、何で改正後の数字が載っていないのかということをご説明ください。

【高橋下水道課副参事】 六価クロムの改正に合わせてということで、0.5ミリグラムから0.2ミリグラムということで、今の条例では、有害物質に関しましては別表として記載しております。今回は、下水道法施行令の水質の基準が改正された場合に速やかに反映できるように、下水道法施行令を参照する形式に改正する形としたため、こちらには数値は載っていないということになります。

以上です。

【西園寺委員】 ありがとうございます。158ページ、159ページ、160ページの項目がいっぱいありますけれども、33番まではもう政令のほうに書いてあるから議案書に載せなくてもいい、こういう御説明だったと思います。だから、34番以降は161ページにそのまま載っているということで。最初見たときに、何で改正後のものが書いていないのだろうと思ったのでお聞きしました。

それでは次の質問は、この改正によってといいますか、今までもずっと、下水にどんな水質のものが排出されているのかということをして市として調べているわけなのですが、昨年の事務報告書の217ページに特定事業場の検査の状況が書いてあります。武蔵野市の下水、公共の下水が4か所、それから、民間事業者さん、特定事業者さんが26か所というふうになっています。これの検査の状況、また、市が公共下水を調べるのは当然やっていると思うのですが、民間事業者さんのほうの費用負担とか、その数字の取扱いとか、届出をするとか、その手続について御説明をお願いします。

【高橋下水道課副参事】 まず、市のほうで調べているものなのですが、市のほうは東京都の施設で下水の処理をしていますので、流域下水道の維持管理に関する申合せ事項というものを東京都下水道局と交わしまして、水質検査の共同化の実施に関する協定書というのを結びまして、東京都に委託して検査をしています。実際、市内の事業場に行くときは、市の職員も同行して検査しているところです。その事業場に関しては、56か所とあるのですが、26か所、こちらのほうで、特定事業場のうち有害物質を扱う、かつ水量が多い事業場とか、あと、有害物質を扱いますが水量が少ないところ、また、有害物質

不確定原稿

を扱わないが水量が多い事業場というところを年度ごとに選択しまして実施していますので、検査の箇所というのが年度によって変わってきます。

あと、自主検査のほうですが、自主検査に関しましては、下水道法の第12条の12の規定によって、水質の測定義務というのが特定施設の事業者には課せられています。その関係で特定施設の事業者は水質検査をしているところで、市のほうで、その特定事業場の18事業者、主に有害物質を扱っているところなのですが、そちらに関して、下水道法の39条の2で報告の徴収というのがございますので、毎年年度初めにそちらの事業者に通知をいたしまして、そちらのほうで年4回、四半期ごとに出していただいています。そちらのほうでもチェックしておりますし、市のほうでやっている共同実施のほうでもチェックして、有害物質が出ていないとか、そういうことを確認しております。

以上です。

【西園寺委員】 ありがとうございます。今回、六価クロムのところが強化されるということで、六価クロムの話というのは、公害の中でもやはり一つの大きな項目だったと思います。スラグを埋立てしたことによって、下水や地下水を汚染したという歴史もあるわけですね。この点について、念のためにお聞きしますけれども、武蔵野市内では六価クロムの気になる場所とか、要注意のところはないと思っております。数字一つ一つはお聞きませんが、気になるような事業所さんはあるのかということをお聞きします。

【高橋下水道課副参事】 六価クロムの排出が該当する業種ということでは、メッキ業とか化学工業、メッキの液を製造するところとか、あと、金属製品の製造、アルミの処理をするところが該当します。市内にメッキ業に関しての届出はございません。あと、学校とか病院とか、検査とか実験とかで六価クロムを使用するところはあるのですが、そちらのほうも、先ほど言いました共同実施とか、自主検査のほうで出されていますが、過去10年間、その以前もないと思われるのですが、過去10年間も超過することはなかったです。定量下限値というのがあるのですが、測れないぐらいの数値が出ているとか、出ていないということになっています。

以上です。（「結構です」と呼ぶ者あり）

【木崎委員】 おはようございます。よろしくお願ひします。

別表第4の別添の1と2、それぞれ改正前と改正後で違いますよということは見て分かるのですが、何でこういうふうになったのだと。要は、切り分けた理由というのが何かしらあると思うのです。項を立てたからというだけなのは、多分そういうことなのだろうと思うのですが、その辺りをもう少し詳しく教えていただけますか。

【高橋下水道課副参事】 先ほど申し上げましたが、有害物質に関しましては、下水道法施行令の水質の基準が改正された場合、速やかに反映できるように、下水道法の施行令を参照する形式を取ったということで、これは東京都をはじめ、近隣市ですと三鷹市、西東京市、小平市、府中市でも同じような形を取っています。34からに関しましては、東京都の下水道条例では、下水道法施行令の基準値がちょっと異なるということがございますので、都条例に準拠するため、市の条例で規定する形を取っております。他項目で施行令を参照する形式にした場合に、都条例と相違が生まれてしまう場合がある。なぜかということ、本市は東京都の水再生センターで処理をしておりますので、東京都の条例に合わせる必要

不確定原稿

があるということで、こちらの項目につきましては条例で定めるという形を取りました。

先ほど申し上げましたが、三鷹市、西東京市、小平市、府中市もそういう形を取っております。

以上です。

【木崎委員】 何か分かったような分からないような、ちょっと私の理解度が低いのかもかもしれないのですが、今までは全部そのままやっていた、条例で全部やっていた。これからは、改正があればすぐにでもそれを反映させるために、ある意味外へ出したという形に、条例からは外へ出したという形になるのかなと思うのです、その部分がというのは。それは何となく理解ができたのですが、都の基準とということ、そちらが出てきたというのも、それは、だからこっちが7項目残っていますというのはそういうことなのかなということなのですが、そうなった場合に、ある意味、こうやって毎回ここで変えましたよとか、今回で言えば、六価クロムの基準を上げましたとか、どうしましたとかという報告はこれからなくなるわけですね、条例改正しないから。こういう、要は、特に市民にとって情報として重要な情報というのは、報告だとかお知らせだとかというのは、この先、これだと見えなくなってしまう可能性があるのですが、そういう情報の提供の仕方というのはどうなるのかというのを教えていただけますか。

【高橋下水道課副参事】 政令のほうで変わりますと、こちらのほうに通知が来ますので、それに伴いまして、特定事業場ですとか、そちらに関わる物質が変わったということであれば、ホームページ等で公表したりとか、あと、各事業者さんが変わりますということを知ってもらうことを考えております。

以上です。

【木崎委員】 基本的にはその部分で大丈夫なのだろうとは思いますが、市民に対してというところが、あまりそういう意味でいうと弱くなる、要は情報の提供の仕方が弱くなるというのは、どうなのかなというような感じを持っていますので、ホームページの出し方だとか、様々工夫をしていただいて、こういうところが変わっていると。場合によってはというようなところで、特定事業者だけでなく、何らかの形で、多少でもこういうものが入っていると、配合されているとか気にされている方がいた場合に、そういうところの注意の仕方という喚起のやり方が必要かとは思いますが、そこは様々情報の出し方を考えていただければなというふうに思います。

それと、先ほどの、民間事業者に対してはということで、報告を年4回受けているということなのですが、それで数値を超えたのはない、今まではなかったということで、一応それで間違いないかなと思うのですが、これは、もし超えた場合というのは、実際にはどのような手続とか作業をすることになるのかとか、実際には、測ってすぐ止めなさいとかどうだとか、そういう執行命令だとかいろいろあるかなと思うのですが、その辺りのことは少し御披露いただけますか。

【高橋下水道課副参事】 実際に排出された場合ということですが、六価クロムに関しては、多分そういう大量に使うような事業者がないので、ないと思われるのですが、有害物質が出た場合は、即刻そこを止めるという事態と、東京都のほうに報告するというのと、実際そこに行って立入検査するとか、そういうことがあります。通常の、普通の油とか、そういうものが出た場合とか、そちらにも基準があるので、一応、1回出た場合は注意書を発行する。2回目に関しては注意書とてんまつ書と改善計画と

不確定原稿

か、そういうものを出してもらおう。また、3回目に関しては警告書を発行する。4回目になれば、改善措置の改善計画に基づいてやっているかというのを立入検査をして、そこでまた計画を出していただいて監視していくということになります。その後1年間また出なければ、また元の状態、一番最初の状態になりますけど、戻るといような形になります。

有害物質に関しましてはさほど出ていないので、やはり飲食店があるので、油というのが一番、あと、BODとか、そういうところが注意書を出している状況になっています。

以上です。

【木崎委員】 ありがとうございます。実際にそうやって基準を超えるようなことは出ていないということなので、その部分は一定安心はしているのですが、万が一のときの対応などもしっかりとさせていただいて、これからもこういう基準に沿って、基準をクリアするだけではなくて、本来は出ないのが一番なので、そういう方向で指導も含めてやっていただければと思います。

以上です。

【本間委員】 では、何点か伺います。

まず、今回の施行令が改正されるに当たっての、そもそもの背景というのは、どういうことがあったから、今回改正されるということになったのかというのを御説明いただきたいというように思います。

それから2つ目は、今回の議案の説明では、先ほどからも出ているように、六価クロムの基準が厳しくなったと。これはこの六価クロムだけなのかどうか、それも含めて、まず御説明をいただきたいと思います。

【高橋下水道課副参事】 まず1点目、背景ということなのですが、現在、下水道法施行令の9条の4の第1項の第5号において、特定事業場から公共下水道または流域下水道に排除される下水に含まれる六価クロム化合物に関わる排水基準を定めているところでありますが、今般、実験動物等を用いた試験等によって、新たな知見の蓄積によって六価クロムの人体に対する影響の正確な評価が可能となったことから、今回定める基準について規制の強化を行う必要があるということでした。

六価クロムの改正だけなのかということですが、今回は六価クロムということで、平成27年にはカドミウムとその化合物とか、トリクロロエチレンとか、そちらのほうも改正になっております。

以上です。

【本間委員】 今御答弁を伺って、今回の施行令の改正の対象になったのは六価クロムだけで、背景としては、人体に影響が出るということがさらに今までより明らかになったので、基準を改定して、さらに厳しい基準で管理するようになったという御説明だというように、私としては受け取ったのですが、それでいいのかどうか、確認をさせていただきたいと思います。

それから、この改正によって、条例が改正されるわけですが、先ほど、東京都の施設で申合せ事項に基づいて行うということなのですが、武蔵野市の中で何か変わるということがあるのか。例えば、下水の事業に対する支出だとかが変わるとか、何かそういうようなこと等があるのかどうか、御説明をいただきたいと思います。

【高橋下水道課副参事】 先ほどの背景につきましては、委員御理解のとおりです。

六価クロムの基準の改正に当たって市で変わる可能性があるということですが、それはございません。

不確定原稿

以上です。

【本間委員】 東京都の施設を利用してということなので、東京都とはどのような話合いがされているのかというのを御説明いただきたいなというように思います。

それから、今後もいろいろ基準が人体や環境等に影響が出る場合は変わっていくということなのだろうなというように思うのですが、それは国のほうで毎回というか、PFASもありますけれど、いろいろな問題が出たときにしっかり対応することができているのかどうかということも含めて伺いたいと思います。

【高橋下水道課副参事】 東京都との申合せ事項ということで、流域下水道、公共下水道の施設の適正な維持管理を図るためということで申合せ事項を結んで、それに従って管理しているということです。

今後の有害物質に対する変更がまたあるかということですが、国のほうでいろいろ、六価クロムもそうなのですが、うちも環境省とかいろいろ絡むところだと思うのですが、そちらのほうで検査とか、実情とかいろいろ取っている中で、今の現状に合わせた環境基準を守るために、国のほうで基準を変えていくというふうに考えております。

以上です。

【落合委員】 私のほうも二、三確認をしたいのですが、ちょっと次の給水のほうにも絡む話なので。

全体的な改正の内容については、今の議論を聞いていて大体把握できました。それで、そもそも論になってしまうかもしれないのですが、今回の別表の4のほうの絡みです。調べた限り、いつからなのかはよく分かりませんが、もともと下水道法の規定で下水の排水基準というのが、今回の別表第4というのは条例で定める基準というくくりになっていて、それ以外の、今回別表から外れる部分というのが政令の基準ということになっていたのですが、そもそも、条例で定める基準と政令の基準というものを1つの表にまとめて、うち下水道条例の中に入れていたという、そういう理解でよろしかったですか。

【高橋下水道課副参事】 そのとおりでございます。

【落合委員】 それを基にしてということになるのですが、まず、政令の基準のほうは、そもそもこれは政令の基準ってずっとあったわけですよね。なので、最初から政令の基準に準拠するというようなくくりになっていけば、別に今回の改正というのは必要なかという理解をしているのですが、一方の条例のほうは、先ほどの御答弁だと、東京都と合わせたというふうな御答弁だったと思います。確かに見た限り、窒素の含有量とリンの含有量のほうが、いわゆる下水道法の規定の半分になっているのかな。なので、これは条例の中できちんとうたっておかないといけないのかなというふうに受け止めたのですが、これもそういう理解でいいのかということと、あと、東京都のほうは、何でこれは独自でというか、そういう形でいわゆる基準値を定めていたのかという、何か背景があるのであれば、それも確認しておきたいのですが。

【高橋下水道課副参事】 最初のほうの表の、温度とか水素イオンとか、そちらの関係ですが、東京都のほうで、そういう数値が違うということで、違う質問のときに答えましたが、その関係で、条例

不確定原稿

で定めることとしています。

あと、東京都のほうでは、環境確保条例というもっと厳しい基準があったりして、そちらの数値を入れる込んだりということになると、物すごく厳しくなるというところで、環境確保条例ではそういう数値なのですが、下水道の排水事業者に関しては、そこまでやると厳し過ぎるということで、こういう数値、半分の数字というか、窒素でいうと120ミリグラムとなっていると思うのですが、そういう値にしているようです。環境確保条例だともっとすごい厳しいような感じで、施行令だと、その基準の2を乗ずる数字となって、120よりもっと少なくなってしまうということで、下水道局のほうで独自でこの数値を決めているということは聞いています。

【落合委員】 そうすると、環境確保条例に準拠すると、そもそもの政令の基準よりも厳しくなる。けども、それよりも緩和したという。今回の条例の中での数値というのは、数字が低かったので、厳しいのか、緩和されているのかちょっとよく分からなかったのですが、厳しい数値になっているという、そういう理解なのか。

【高橋下水道課副参事】 先ほど委員のほうから言われた政令のほうだと倍になっているということで、こちらのほうは半分だということで、こちらのほうの数値は、その変更をしてから変わっていないので、今厳しくなったというわけではないのですが、政令よりは厳しくなっている、東京都のほうで厳しくなっているということです。

【落合委員】 分かりました。そうすると、いわゆる法令と条例との関係でいうと、法令を超えないという、その定めの中でそれよりさらに厳しくするなら、それぞれの地域の中で、いわゆる条例の中で定められるという、そういう関係性の下でつくられているという、そういう作り込みでいいということですね。分かりました。その表についてのところは分かりました。

それで、その部分だけでよかったかな。あとは、それ以外のところは基本的にあれだったので。これも後の給水のほうと絡む話にはなるのかもしれないのですが、今までのいわゆる所管の官庁というのは、厚労省、環境省、この後で変わるではないですか、いわゆる厚労省から国交省だとか、あと水質基準だとかに関しては環境省とかという。その辺のいわゆる国の体制の変化によって、今後また所管というか、監督が変わるとか、そういうことというのは、全体のいわゆる体制の中であり得るのか、その辺ってどうなのでしょう。

【高橋下水道課副参事】 水道のほうは、確かに厚生労働省から環境省、国土交通省に変わるというようなことが出ていますが、下水のほうに関しては、そういうものがないので、今までと同じだと考えます。

以上です。

【落合委員】 特に監督官庁が変化するとか、そういうことはないという、そういう理解なのですかね。分かりました。水道は水道でまた別に聞きますので、了解しました。

そうすると、先ほど来出ていましたけど、これによって特に大きく変化をするということではないということではあったと思うのですが、周知等を含めて、また、今後の下水道の管理ということでは、またしっかりやっていただければなと思っております。

条例の改正については、どうのこうのという、そういう意見は特にありませんので、一応伝えておき

不確定原稿

たいと思います。

以上です。

【道場委員長】 これにて質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【道場委員長】 これにて討論を終局し、直ちに採決に入ります。

議案第16号 武蔵野市下水道条例の一部を改正する条例、本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【道場委員長】 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

【道場委員長】 日程第2、議案第17号 武蔵野市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【道場委員長】 質疑ありませんか。ないようですね。

これにて質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【道場委員長】 これにて討論を終局し、直ちに採決に入ります。

議案第17号 武蔵野市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【道場委員長】 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

【道場委員長】 日程第3、議案第18号 武蔵野市給水条例の一部を改正する条例、日程第4、議案第19号 武蔵野市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例、以上2議案を一括して議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

【西園寺委員】 それでは、給水条例のほうです。先ほど落合委員から話があったとおりで、所管が変わるということです。今までは飲み水、上水は厚労省の水道課というところで、水の勉強をし始めた頃に、水道課って小さ過ぎないかとずっと思っておりましたけれども、水道課が所管していたのけれども、これから、大体大きく言うと、ハードのほうは国交省に移っていく、それから水質のほうは環境省に移っていくと、そういう大きな方向性であるというふうに理解しております。

それで、何かいろいろ見ますと、水道民営化に係るいろいろな議論はされていたり、コンセッション化ということも都道府県によっては取り組んでいるところがあったりとか、そういう流れの一環として

不確定原稿

という、そういう流れは私も見たのですけれども、武蔵野市は今のところ、東京都の一元化はあるけれども、コンセッションとか民営化というのは直接関係はしていないとは思っておりますが、この所管が変わることによって何がかわるのか、何か期待できることがあるのか、もうちょっと要望を強めることができるのか。能登地震の記憶もまだ新たでございまして、水道管の耐震化の取組が進むような、武蔵野市として心強い取組の強化が期待できるのかなんということもあるわけなのですが、その点についてお聞きします。

【田原水道部参事(都営水道一元化推進担当)兼水道部総務課長事務取扱】 今、耐震化の御質問もございましたけれども、行政移管に伴いまして、確かに、委員おっしゃるとおり、国交省がある程度経営基盤のほうを受け持つ格好になったのですが、直接的には、やはり大きなところでいいますと、水道法ではないのですが、社会資本整備重点計画法のほうでも、改めて水道の整備事業に水道法を規定するというような話がありまして、というのはどういうことかといいますと、今後、補助金のほうも、たしかこれは防災・安全交付金というのがございまして、そちらのほうに耐震化のほうの補助メニューが移行するというような話もあります。ただ、いろいろ今後の状況を注視していかなくてははいけませんけれども、現段階では、まだその要件というのがありまして、ちょっと採択要件がいろいろ、例えば起債が、要するに収益の割合とかが結構武蔵野市はいいものですから、その辺がもっと状態が悪いようなものが対象ですとか、要するになかなか採択要件が厳しいものですから、その辺の緩和は要望しているのですが、現段階では、その辺を注視していきたいというところにとどめております。

以上です。

【西園寺委員】 ありがとうございます。財政力がある武蔵野市だから、なかなかそういうところは厳しいということですが、やはりでも、武蔵野市においても水道管の耐震化はもうなるべく早くやりたいという願いはみんな共通のことなので、そこはぜひ要望は強めていっていただきたいと思います。

かねてからいろいろな要望をするときには、武蔵野市は独自事業をしているために、直接所管の官庁に行くのではなくて、水道協会というものを通して要望を出しているというふうに向っているわけなのですが、その点は同じなのですかということを確認をお願いいたします。

それから、議案の後ろのほう、19号のほうに関しての質問なのですが、工事監督者、水道技術管理者というのを置くということになっているわけですが、これに関しては、今は市の職員の方で管理者がきちんと置いてあるのだと思います。いずれ、いつか都との一元化が済んだ場合は、これは要らなくなるということなのかということをお聞きします。2点お願いします。

【田原水道部参事(都営水道一元化推進担当)兼水道部総務課長事務取扱】 1つは、今の要望先のお話でございます。1つは、今御紹介をさせていただきました日本水道協会というのが、やはり今、会長が東京都知事ということもあって、かつ、いろいろな自治体が加盟しておりまして、水道部も正会員でございますので、ここを通しまして集約をして、国に要望していただいているというのが主な手法の一つで、今後も引き続き同じ方法でやっていきます。

それと、今、水道技術管理者の件の一元化に伴ってどうなるのかということなのですが、これは、水道事業体で、事業者で1名置くというような法律になっておりますので、当然、東京都に一元化、統合した後は、東京都のほうで水道技術管理者の体制を整えるということになると考えています。

不確定原稿

以上です。

【本間委員】 同じような質問になってしまうかもしれませんが、給水条例の一部を改正する条例の所管が変わることによって、武蔵野市では何か変化があるのか、また、懸念されるようなものがあるのか、または、このことによって武蔵野市が課題となっているものが少し前進するのかなど、その辺、若干説明はあったのですが、ちょっと分からなかったのもう少し全体的なことも含めて御答弁いただきたいというように思います。

それから、2つ目の条例の、技術管理者の条例のほうについては、やはり厚労省から水道法というように、これはここが変わるというようになっているのですが、このことによってどのような変化があるのかということについても御説明をいただきたいと思います。

【田原水道部参事(都営水道一元化推進担当)兼水道部総務課長事務取扱】 まず最初の給水条例のほうの、今回担当部署が変わることによって何か影響があるのかということなのですが、これは基本的に、給水の工事の承認とか、そういうような内容ですので、基本的には影響はありません。

それともう一つが——すいません、技術管理者のほうの変化ということなのですが、こちらのほうにつきましても、今回の改正の部分は、実務経験と講習の部分というのがあって、講習の部分でございます。ここについては、担当が替わったりとか、あるいは今回規則に基づいた講習という形に変えさせていただいていますが、基本的には以前と変わらないと考えております。

以上です。

【本間委員】 今回、法律が改正されることによって条例改正をされるわけですが、武蔵野市としては変化はないという御説明だったのですが、厚労省から国交省、それから環境省ということで、今まで厚労省だったものが、2つに分かれたことによるいろいろなことというのも想定されるかなというように思うのですが、その辺についてはどのようにお考えになっていらっしゃるかというのを伺いたしたいと思います。

【田原水道部参事(都営水道一元化推進担当)兼水道部総務課長事務取扱】 確かに、委員今おっしゃられたように、一つの今回の条例で何か影響があるかとかということに関してはございません。ただ、今回の全体的な行政移管による、先ほど来下水のときに背景という話がありましたけど、そういうような流れからしますと、基本的には各機能強化というところなのです。

1つには、近年、水道施設の老朽化ですとか耐震化、あとは今回の能登半島の地震でもございましたけど、災害発生時の断水とか、こういうようなところへの迅速な対応等が今後求められてくるので、今後、過去の省庁から国交省に変えることによって機能強化を図っていくということが一つの大きな点。

それとあと、水質の面に関しましても、これまで厚労省だったのを環境省に移管することによって、水質管理に関する調査研究等の機能強化を図るということですので、そういうような機能強化を図ることに関して、我々水道事業者が今後影響があるのかというのは、今後、4月1日以降にどのような体制になっていくのかというのは今後動向を見据えていかなければいけないということだと思います。

以上です。

【本間委員】 この法律改正のことで、ちょっと国会での質疑というのを調べてみましたら、国会の中では、厚労省の中で今まで水道事業をやっていたことを国交省と環境省に分けることによって、今ま

不確定原稿

でやっていた人数、厚労省のほうの人数が減ると。それを違うところに振り分けるのだという御説明があるわけですが、職員体制を変えるというだけなら、別に厚労省の人数を増やせばいいわけであって、やはりその辺はどうなのかという質疑なども行われているのです。やはり、この間ずっと厚労省の中でいろいろ長年やってきた事業がほかのところが変わることによって、やはり何らかの影響が出ないように、武蔵野市としてもきちんと注視し、また、影響が出るようなことがあるならば、やはり意見を言っていくというのが大事なのではないかなというように思っておりますので、ぜひその辺の点については注視していただいて、市としても、意見を述べるときはきちんと言っていたきたいなという事を申し上げて質問を終わりたいと思います。

【道場委員長】 要望ですね。

【落合委員】 そして私のほうからも、幾つか質問というか確認も含めてなのですが、今、所管が変わるという話が出ていたので、それに関連しての話になりますが、今回の条例の改正については、この所管が変わるという部分しか該当しないという、そういう受け止めをしています。今回国のほうの厚労省から国交省、環境省に変わるというのは、すごい大きな話だなと僕は受け止めていて、というのも、ちょっと話が飛んでしまうかもしれないけど、まず、さっきの下水の話と今回の話、さっきもちょっと触れたのだけでも、給水条例の中にかどうか、武蔵野市の水道の関係する条例、要綱集なんかを含めてもちょっと分からなかったのですが、水道水の水質基準って何に準拠しているのかなとか、明確にうたわれていないような気がしたのです、まずは。今まで、例えば水質に関する検査だとかというのは、確かに厚生労働省の省令か何かに基準が出ていて、それに基づいてやっているというのは分かるのだけでも、それに準拠して水質を検査していますよって、何に基づいてやっているのかなというのがはっきり読み取れなかったのです。もしかしたら水道法の中でいろいろ書かれているのかもしれないのだけれども、まずその辺の、武蔵野市の水道水の水質基準というのはまず何に準拠しているのかなということ。それは、今回厚労省からそれぞれ国交省、環境省になるけども、水質に関しては環境省なのだろうと。そうすると、環境省のこれからの動きにきちんと準拠していきますよという、そういう話につながっていくのかということ。その辺、どういうふうに整理されているのかというのをまず先に伺いたいです。

【川越工務課長】 水質基準の件でございますけども、水道法の第20条に水質検査というのがございます。それにのっとっておるのですが、その下の水道法の施行規則の第15条に、定期及び臨時の水質検査というのがございまして、その中に、今おっしゃっていただいた水質基準に関する省令というのがありまして、今現在、水質基準項目が51項目あります。それにのっとって武蔵野市は水質検査をしているというところでございます。

以上です。

【落合委員】 その辺は分かります。ただ、さっき下水のときにちょっと触れたのは、下水のほうは水質基準がきちんと、例えば法令にもきちんと基準値が定められていると。それを今までは、いわゆる下水道条例の中できちんと武蔵野市の条例にもうたっていたわけですが。屋上屋みたいな話なのかもしれないけども、こっちでも決まっているし、こっちも決めているという、そういう話なのかもしれないけれども、それが何で給水のほうの、いわゆる水道水って我々の健康に直接関係あるものではないですか。

不確定原稿

それをなぜそういう形で規定をしていなかったのかなというのが素朴な疑問なのです、まずは。

その上で、例えば省令で今基準値、さっき51項目ありましたし、これは義務ではないのかもしれないけれども、水質管理目標ですね、目標のほうの数値だとか、そういったものも20何項目かあって、それは義務ではないのかもしれないけれども、水道の水質に関して一定の基準がきちんと明示されていると。それに準拠していますよというのを武蔵野市の条例の中にきちんとうたっておくべきではないのかなというのが、一つのこれは提案、今すぐ何かしろというわけではないのだけれども、何とかそれはしたほうがいいのではないかというのが、一つの私の意見でもあり、また、提案でもあり、質問でもあるのです。

それが、今回水道法の改正、その前段で、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律という長ったらしい名前の法律ができて、それに基づいて水道法が改正されたのだと思うのですが、この背景に何があるのかどうか分からないですけど、先ほどちょっと出たPFASの問題は、これは今環境省でやっているのです。それに関連したら、今は基準値も一応国のほうでは示されているけれども、例えばこれは、東京都も水道局を持っている、我々も単独の自治体として持っている、昭島、羽村も持っています。それぞれ規模感は全然違うけれども、同じいわゆる水道部、水道局を持っている自治体として、PFASに別に特化するつもりはないけれども、きちんと基準を明示して、それに基づいてやっていく、もしくは国が基準を出しているけれども、それに上乘せするような条例をつくってもいいのではないかなと。もしくは今の給水条例の中に盛り込むでも構わないのだけれども、そういう動きをきちんと取っていくべきではないのかなというのを考えたのですけれども、そういった部分については何か考えて、まあ、なければならないのかもしれないけれども、どういうふうに考えられるか、御見解があれば伺いたいと思うのです。

【田原水道部参事(都営水道一元化推進担当)兼水道部総務課長事務取扱】 まず、立てつけとしては、先ほど落合委員からあったように、水道の給水とかの供給に関しては、法のほうに供給規定で条例で定めなさいというのがあるので、それに基づいて供給規定を定めている。つまり、条例でほかの工事だったり給水の条件とかというのを定めている。ただ、水質については、先ほど工務課長が言ったように、水質検査の水道法の中にそこまできちんと、ある意味正確にこういうようにやりなさいという形にうたっているの、これまでは条例に上げていなかったというのが実態かと思います。ただ、今御意見いただいたので、これはちょっと、今、単独事業者が東京都と昭島、羽村とありますので、やはりその辺との状況もあると思いますので、その辺はちょっと研究していきたいとは思っています。

以上です。

【落合委員】 ぜひそれはお願いしたいなと思います。かつて東京都が排ガス規制、むちゃくちゃ厳しいのをやりましたよね、石原都知事の時代に。全国的には、え、それどうなのよみたいな反応はあったけれども、ただ、これもやはり、いわゆる国の法律で基準を決めるというのは、確かに全国一律でミニマム的なものがあるのかもしれないけれども、それぞれの自治体で特殊な事情ってあるはずなのです。例えば沖縄だったら基地があるとか、少なくとも多摩地域だって横田基地という基地があるわけで、それに関係して、直接の因果関係はまだまだ調査し切れていないという事情はあるにしても、今置かれている環境というのは、やはり一定程度、全国一律の同じスケールで測れるものではないのかなと。そういう意味では、東京都にもきちんとその辺は申入れをする中で、様々協議をする中で、水質の基準だ

不確定原稿

とか、いわゆる全国で一律は一律でいい部分もあれば、ここはやはり厳しく見ようよというところもあるだろうし、さっきの下水のあれではないけれども、そういった部分だって出てきて当然だろうなど。そういう部分は、今後の検討課題として特に力を入れていただきたいなと思います。PFASの問題に限って言えば、やはりそれぞれ健康被害の問題だとか、分からない点が多々あるのは重々承知はしていますけれども、ただ、大きな問題として市民の関心が高いというのもこれも事実なわけなので、その辺は強く求めておきたいなというふうに思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

【道場委員長】 質疑ありませんか。

これにて質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【道場委員長】 これにて討論を終局し、直ちに採決に入ります。

採決は、1件ごとに行います。

まず、議案第18号 武蔵野市給水条例の一部を改正する条例、本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

【道場委員長】 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 武蔵野市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

【道場委員長】 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

【道場委員長】 日程第5、議案第33号、令和5年度武蔵野市一般会計補正予算（第10回）第1表 歳入歳出予算補正中、歳出 第8款土木費（人件費を除く。）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

【西園寺委員】 では、私からは1点だけお聞きしたいと思います。議案書の66、67ページの街路事業費、3・4・2号線天文台通りです。私も地元でございますので、今の進捗状況、それから全体の事業に対して、今どのぐらいまで進んでいるのかというところ、用地取得だと思っておりますけれども、どのぐらい進んでいるのかという現状をお聞きしたいと思います。

【井上道路整備計画担当課長】 都市計画道路3・4・2号線天文台通りにつきましては、都道ではありますけど、都と協定を締結し、みち・まち事業として市が行っている路線です。現在、鋭意用地交渉を進めている段階で、令和5年度も一定件数契約ができています。しかし、地権者との交渉においては、地権者も様々な事情を抱えているというようなことから、今回補正等を行わせていただくというような形にしておりますが、現在の用地進捗率につきましては、今年度末見込みですが、全体の約3分の1、34%程度の進捗になっております。

以上です。

不確定原稿

【西園寺委員】 3分の1ということでした。それぞれの御事情のある中で交渉しながらの用地取得だと思います。今回も、残念ながら使い切れなかったという状況ではございますけれども、これの今後の見通しといたしますか、毎年どのぐらいを目標にしながら進めていくのか。3分の1がいつになったら3分の2になるのかということですが、大体どのぐらいを目標にして進めていかれるのかということも聞いておきます。

【上島用地課長】 今後の見通しということですが、これはなかなか難しいところでして、もともと事業としては都市計画事業としてやっておりますので、その事業の事業認可の期間を見ながら、目標を達成したいというふうに思っています。ただ、現在のところ、令和8年3月までの事業認可なので、そこまでに事業が終わるほど事業を進める、用地買収するのは難しいというふうに考えておりますけれども、積極的に折衝に行って、なるべくその事業認可の中に収まるような形で折衝していきたいというふうに考えているところでございます。

【木崎委員】 よろしくお願ひします。1つ目は、68、69ページの緑化公園費の積立金の部分です。約5億積み上げるということで、別にこれを否定するつもりはまるっきりのんですけども、4年度末から5年度末の見込みでいくと、4年度末からは、4億ぐらい積み上がる形になるのかなというふうに考えます。別にこれ自体を、積めるものは積んでいったほうがいいなという部分はあるのですけれども、今これがたしか、5年度末で56億ぐらいまで積み上がると思います。どこまで積み上げるのですかという表現だとあれなのですけれども、公園に対しての緑化というか、全体で様々な活用をしていくことになるかと思うのですけれども、公園自体は、今現在180だったかな、180強あって、これからさらにどんどん増えるというふうにはなかなか考えづらいことから考えると、この基金というものの活用の仕方というのは、実際にはこの先どういうふうにお考えなのだろうと。これは令和4年度から5年度末の見込みでやると、吉祥寺のまちづくりに対しては積み上がりがない形に見えるのですけれども、要は、吉祥寺のまちづくりが今47億ぐらいで、公園のほうが、これで積み上がって行って56億という形でやると、この先、吉祥寺のまちづくりは間違いなく様々な形で動かすだろうというのが見えている中で、吉祥寺には積まずにこちらに積んでいく意義というものを教えていただきたい。

【松崎環境部参事兼緑のまち推進課長事務取扱】 基金についてのお問合せですが、基本的に、公園緑化基金ですけれども、条例では公園用地の確保並びに緑の保護育成及び緑化推進にということになっております。基金の考え方、割り振りについては、財政のほうで振り分けとなっておりますので、その数字については、私のほうから正確なお答えはできないのですけれども、基本的に、現状でも当然借地公園もございまして、1つには、1人当たりの公園面積5平米を目指している中では、まだまだ予算的には、用地が出るかどうかは別にしてですけども、必要なかなというふうに考えてはいるところです。

【恩田副市長】 基金の積立ての方向性の話だとは思いますが、今回の補正では、基金積立て、財調のほうに12億、こちらにつきましては、様々な状況がある中で、今60億にしているのを、今後積み上げて70をベースに考えていこうと。それは予算規模もこれから上がるからということで考えてございます。それから公共施設に20億、今回の公園が5億6,000万、あと学校施設に25億、これを今回の補正のほうで積み立てるという形になっておりますので、今言いました公共施設と学校施設は、御案内のとおり、今後やはり更新ということで財源が必要になるということで積み上げます。

不確定原稿

それで、今、課題になりました、指摘のありました吉祥寺でございます。これはやはり今後、吉祥寺のほうに積立ての方向性を出していきたいというふうに思っておりますので、来年度以降については、その辺の方向で運用の方針を転換させたいというふうに今思っているところでございます。

【木崎委員】 御説明ありがとうございます。私は、公園の基金を積み上げるなど言っているつもりはないので、それは間違いのないようにしていただきたいと思います。様々なところで、公園についてはしっかりと手を入れてほしいと要望を言っているぐらいなので。ただ、今回さっと見たときに、そういうふうに見えた。まあ、これは単年度の話なので、複数年度で考えれば、今、副市長がおっしゃったとおり、この先は吉祥寺にもしっかりとということなので、それは理解ができることですので、それはそういう形でやっていただきたいというふうに思いますし、公園自体の整備については、土地を買って整備をするだけではなくて、既存のものもしっかりと整備をしていただかないというふうに思っておりますので、その辺の活用の仕方はしっかりとやっていただきたいと思います。

それで、これは仕方がないことだと言われればあれなのですが、相手のあることですし、なかなか現状の状況がということなのでしょうけども、どうしても、工事とかも含めて、土地を買い入れることがなかなか今回この年で難しかったということで、不用額というか、減額をしています。これをやはりできるだけ減らす努力をしていただきたいですし、しっかりと精査をした上で予算を積み上げていただきたい。そうでないと、結局最終的に、使わなかったから残ったものをどうするという形になるので、その辺りだけは——この先、今度予算がこの後あるのですが、この部分だけは、しっかり今回申し上げておきたいと思います。

その上で、もう一つ確認をさせていただきたいのは、62、63の交通対策費のところ。多分これはムーバスの運行と自転車対策云々というところでの減額ですということなのですが、ムーバスの運行についての減額というのは、主な要因というのは何なのか、教えていただけますでしょうか。

【栗林交通企画課長】 ムーバスのところです。ムーバスについては、18節の1,294万3,000円というところでございます。令和5年度の当初予算の組み方なのですが、こちらはまず収入なのですが、令和5年度につきましては、令和元年度比で乗客数が20%減になるというふうに想定をして組んでございます。今回の補正の内容につきましては、ここの乗客数が増えたということなのですが、令和5年度4月に入って、乗客数の状況なのですが、4月から9月で令和元年度比で10.2%の減、10月で13.1%の減というふうになってございます。これらの実績のほうを含めまして、11月以降、11月から3月が、4月から10月の中で最大値が大体15%減というところなので、これはなかなか難しいところではありますが、15%減というふうに数値を変えたところ、このような数字となった。理由といたしましては、今申し上げたとおり、収入見込みが増えたということによる補正減でございます。

以上です。

【木崎委員】 ムーバスのほうは、収入見込みが思った以上に落ち込まなかったというような形なのかなと思います。これは、コロナの状況が大分改善をした、人の動きが出てきたということだとは思いますが、それはいい傾向なのかなと。来年度以降はもう少し改善するのかなということで、ここから先は予算になってしまうので、さらにムーバスにとっては、利用者の利便性が上がるようにしていただきたいのですが、いろいろあって、本数を減らすとかなんとかというのもあるので、その辺りの兼ね

不確定原稿

合いはしっかりと見ていただきながら、運用をしていただければと思います。

以上です。

【本間委員】 3月補正は、もう最終補正ということなので、大体毎年、何かない限り、こういう感じの補正だなというのは今回も見させていただいたのですが、1つは、先ほど恩田副市長が、基金について細かく御説明いただいたので、基金全体でどのぐらいになるのかということについても御答弁いただけるかなと思いましたので、御答弁いただければというように思います。

【恩田副市長】 基金は、この所管で話すべき話なのかというところはありますけども、先ほどちょっと御説明した都合上、お話しさせていただきますが、今回の補正では46億を積み上げますので、現在の500から、また50億ほど——540でしたか——から50億ほど積み上がるという形になります。ただ、今後はやはり、これは予算の話になってきますけども、取崩しが、当然のことながら学校、それから公共施設が控えてございますので、来年度以降については取崩しが入ってくるという形になりますので、今後は、積み上げるのと取り崩すのとのバランスですよね、これをどういうふうにとっていくかという形になると思います。

それからあと問題は、基金の運用の中で、やはり利率が低いということが非常に。昔であれば、基金によって、金利が上がっているときにはかなりの部分は運用益が出たのですが、現在のところはなかなか厳しいところがございますので、その辺も、基金の運用委員会というのがございますので、こちらのほうで、どういった形での運用をしていくか、金融機関がいいのか、証券とか、そういったところのほうで利率がいいから、そっちの安全性も見ながらやるのかといったようなところも詳細に吟味しながら対応していきたいというふうに思っております。

【本間委員】 総務だんと思いながらも、担当副市長が細かく説明いただいたので、それなら全体像が大体どのぐらいかというのが分かるほうが良いなと思ったので、御説明いただきました。それで、考え方としてる御説明いただいたので、市の考え方というのは分かりました。

2つ目は、私もムーバスなのですが、今、課長のほうで御説明いただいたように、予算当初から比べると利用者が増えたと。その結果、こういう補正になったということなのですが、境南のあのムーバスが、利用者減というか、いろいろな理由で最終便を1つ前にというようなことになるのが4月からなのですが、こういう利用者が増えていることによって、その考え方というのがどう変わっていくのかなというように思うのですが、その点はどうかというのを伺いたいです。

【栗林交通企画課長】 今、委員のほうから御紹介ありました、4月1日から、これは小田急バスにお願いしている路線ではございますけれども、1便繰上げということです。主な要因といいますのは、これは全国的な課題となっている乗務員不足でございます。どうしても休憩時間というものを一定時間空けなければいけない。そうすると、人員がいなくて運行できないということです、これは法に触れてしまうので。ただ、今委員からあったとおり、我々もやはり乗務員不足ということを課題意識としておりますので、バス会社とともに、何ができるのかも含めて様々な、今回桜まつりを開催予定ですが、その中でも様々なイベントをやりながら、乗務員を確保していく動きはしていきたいというふうに思います。

当然、増えるけども、今の人員だとちょっと難しいです。これはできないです。ただ、今後どうなっ

不確定原稿

ていくのか、乗務員が増えた際に、もしかしたら運行可能ということもあろうかと思しますので、そこについては、状況を見ながら、バス会社とも相談しながら検討していくことだというふうに考えているところでございます。

以上です。

【本間委員】 ぜひお願いしたいと思います。

それで、ムーバスは、全体の路線についての見直しというか、中央線が高架になったときに境と境南の路線のことだとか、いろいろなことについても、課題というか、市民要求としてのいろいろなものというのがあって、それは今後検討するという事になっていたと思うのですが、その後、コロナとかいろいろなことがあって、なかなか路線の問題、見直しだとかいろいろなことについては、ちょっと後景に置かれているかなというように感じているのです。ぜひ今後、市民の方たちのムーバスの利用を図る上でも、その辺のことも含めて、全体のことについては議論していただきたいなというように、これはお願いしておきたいと思えます。

2つ目なのですが、3月は必ずこういう減額の補正予算というのが出されるのですが、市民の方からは、例えば生活道路についてはもっと改修、直してもらいたいとか、ここの安全性についてはやってもらいたいという声であるのです。今減額しているこういう予算を、そういうところに、行政ではたれとかとって、何かそれを改修の予算に充てるとか、いろいろ市民の利便性を図るという意味でやっていることであるのだと思うのですが、そういうことを3月の補正をするに当たってもう一度見直して、予算がなかなか厳しいところにそれを振り分けるというようなことというのは、武蔵野市としては何かやっていращやるのかどうかというのを聞きたいのですが。

【恩田副市長】 これも財政全般の話になるのですが、予算の使い道の話なのですが、実際に、やはり年度途中から、この款項目については若干余裕があるということになれば、市民要望を聞いた段階で早急性があるものについては、その余っている差金、契約差金みたいなものも使わせていただいているというのが実態です。ただやはり、款項目の中で流用できる事項とできない事項がありますので、議決を要する形での款項目——目ですか——までのものについてはなかなか厳しいところがあり、節間流用という形では対応させていただいているところはございます。

特に維持管理の部分におきましては、比較的——これは予算の審議の話になるので——余裕のあると言ってはまずいのですが、基本、100やらなければいけないところを若干、110とかそのぐらいを見ながら予算を組み立ててやりますので、その中で、やはり余裕が出てくるという状況になれば、市民要望がその年度の中でかなり出ているとか、それからパトロールもしていますので、道路なんかにつきましては、状態の悪いところについては手を入れるというようなことをさせていただいておりますので、その中で、こういう形で差金、差額が出て、不用額として計上いたしますが、これも、ある意味きっちりゼロに持っていくというのはなかなか難しい話でございますので、そういった大枠の中で対応しているという現状でございます。

【本間委員】 この質問って、前に厚生委員会のときにもやったことがあるのですけれども、予算の組立てをよく知っていないのではないかなというふうな雰囲気を受け取られたのですが、ほかの自治体の中では、結構3月のときに、いろいろな、市民の要求がこういうのがあるからもっと補正の中に使うべ

不確定原稿

きではないかという議会の中での意見って結構出る議会もあって、武蔵野市の場合、やはり予算そのものが堅く見積もっているというように私たちは言わせていただいているのですが、結構堅く見積もっているから、ある意味、最初に伺った基金というか、黒字というかが出てくるということもあるのだと思うのです。私、予算全体でということは今言っているのではなくて、土木費というところでは流用もあったりするわけだから、そういうことも含めて、今後、道路の安全だとかそういうことに関しては、やはりそのところで考えていくというのは一つ大事なことではないかなというように思っておりますので、その点については、ぜひ今後もよろしくお願ひしたいということで、今日はその程度にさせていただきますと思います。

【東山委員】 先ほど乗務員不足という話がありましたけれども、各自治体とか、今、地域交通の方が様々に知恵を絞ってしまして、大型車両を運転できる消防士の再就職先としてあっせんしたりとか、あとはT i k T o kで、若い方などの就職ということで、そこはPRしたりとか、様々やっつけいらっしゃるそうなので、ぜひそこら辺も、各自治体の事例を見ながら共有をいただきたいというふうに思っています。これは要望させていただきます。

ちょっと整理のために、最後確認させてください。都市計画費について、今年の頭には、武蔵境駅周辺における武蔵野都市計画道路の都市計画変更における説明会というものも実施をされておりました。先ほど3・4・2の話もありました。こういったことについて、都市計画決定しながら、長年なかなか進んでいかなくて、今年度以降、新市長の下、どういうところにどういう課題があって、まだまだ進んでいけないといけない案件を整理したいなと思っております、執行部の皆さんで認識している課題、こういったものがあるのかというのを整理のために伺いたいというふうに思います。

【福田まちづくり調整担当部長】 都市計画という話でも、ちょっと多岐にわたるのですけれども、自分が担当している都市計画道路というふうな形に限って御答弁させていただければと思っておりますけれども、まず、都市計画道路に関しましては、今、副委員長御紹介ありましたとおり、武蔵境駅周辺の説明会もやらせていただいた、都市計画変更に向けてというふうなものが1つございます。それとあと、従前ちょっと建設委員会でも御報告させていただいたとおり、都市計画道路の在り方検討というものをお京都市と区市町でやっております、この中で、井ノ頭通りの部分の三鷹通りから調布保谷線までの間について、今、計画幅員20メートルになっているのですけれども、現況16メートルの幅員が現道でございます。これについては、その在り方の方針の中で、現道合わせにしたらどうかというふうな方向性が出ておりますので、それについて、今東京都と調整を進めているというふうな形になってございます。

あと、実質、事業を進めているとか進めていくものに関しては、この今回の補正でも上がって少し減額をしておりますけれども、境南町のほうでやっております天文台通りの3・4・2号線、これについては引き続き事業を進めていきたいと考えておりますし、あと、東京都のほう、都施行のほうにはなりますけれども、こちらの部分につきましては、3・4・24の天文台通りの南北、あの辺の部分の進捗状況は確認していきたいというふうに考えている部分はございます。

あと、それ以外については、東京都の第四次事業化計画であります女子大通りと3・4・24号線の2路線が今現在上がっております、四次計画については、令和7年度までの10年間の計画というふうな

不確定原稿

形になっておりますので、この事業化について、東京都の動向は注視しているというふうな形というところかなと思っているところでございます。

【道場委員長】 大丈夫ですか。

これにて質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【道場委員長】 これにて討論を終局し、直ちに採決に入ります。

議案第33号 令和5年度武蔵野市一般会計補正予算(第10回)第1表 歳入歳出予算補正中、歳出第8款土木費(人件費を除く。)、本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

【道場委員長】 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日の建設委員会を閉会いたします。

○午前11時18分 閉 会